

初めて投書します。代々木の債権差押は「あると法律事務所」になっています。野口真紀の債権者集会の弁護人も「あると法律事務所」のはずです。偽装破産の片棒を担ぐような弁護士ならとんでもない。

今回、事実無根だとして通知書を送ってきたのは「あると法律事務所」の弁護士でしょうか？すべての事象を知っていながら何をいっているのか。

でもちょっと待ってください。敬天新聞に事実無根だと言ってきているのは「あると法律事務所」とは別の弁護士では？

何故なら、マキリンは偽装破産ということの内緒にしてあると法律事務所に弁護人になってもらっているはずで、今回の一連の記事は「あると法律事務所」には知られたくないはずです。

ということは、おそらく河合氏ら関係者の弁護士なんでしょう。

しかし、破産申立て中に債権を差し押さえるとは、悪質すぎる



2350013

銀座

29

17.5.1. 8-12

GINZA

敬
天新聞社様

戸田市喜沢一二十八丁目三